

## 2025(令和7)年度介護職等加算手当等について

2025年4月給与よりの介護職等加算手当等は前年度と同じ形となります。

(制度の概要)

つきましては4月の給与より処遇改善手当として、それぞれの手当とさせていただきます。

(現在対象者 65名)

### 処遇改善手当相当

	当法人における処遇改善手当の取り扱いは、介護職員とする。
①	介護福祉士であり夜勤業務に従事する者 月 35,000 円の手当支給 介護福祉士を有せず同業務に従事する者 月 33,000 円の手当支給
②	介護福祉士であり日勤業務に従事する者 月 24,000 円の手当支給 介護福祉士を有せず同業務に従事する者 月 22,000 円の手当支給
③	介護福祉士であり通所介護に従事する者 月 28,000 円の手当支給 介護福祉士を有せず同事業に従事する者 月 24,000 円の手当支給
④	週40時間以下勤務の者は上記手当を勤務時間により配分する
⑤	年間余剰分は冬季賞与・または一時金として配分する

### 支援補助手当相当

	当法人における支援補助手当の取り扱いは、介護職員および相談員とする。
⑥	夜勤業務に従事する者 月 15,000 円の手当支給
⑦	日勤業務に従事する者 月 7,000 円の手当支給
⑧	週40時間以下勤務の者は上記手当を勤務時間により配分する

#### 処遇改善（特）手当相当

	当法人における介護職員特定処遇改善の取扱いは、介護職員であり各担当業務において全てのシフトを務める者を対象とする。
⑨	介護福祉士取得後10年の経験を経た者 月13,000円の手当支給
⑩	他職員の教育や業務の構築、シフト編成等を行い、グループを統率する立場の業務を行うユニットリーダー等 月25,000円の手当支給
⑪	当法人での勤務期間が10年を超える者 月5,000円の手当支給
⑫	介護福祉士資格を有する者月8,000円

対象者は①～⑫それぞれの条件においてその額を算定するものとする